

市川市 震災復興マニュアル

2020（令和2）年3月
市川市

目 次

序 章 震災復興マニュアル策定の目的

第1節 震災復興マニュアルの背景と目的等	序-1
1 市川市震災復興マニュアル策定の背景と目的	序-1
2 市川市震災復興マニュアルの位置づけ	序-1
第2節 震災復興の基本的な考え方	序-2
第3節 震災復興マニュアルの更新と習熟	序-3
市川市における震災復興業務の流れ	序-11

第1章 復興体制の構築

第1節 災害復興本部の設置	1-1
1 災害復興本部の設置	1-2
2 災害復興本部の運営	1-6
3 継続的な執行体制の確保	1-8
4 受援体制・広域連携体制の検討	1-10
第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	1-13
1 家屋・住家の被害状況の把握	1-14
(1)家屋・住家の応急危険度判定	1-14
(2)家屋・住家の被害状況の把握	1-16
(3)被災宅地の危険度判定	1-18
2 公共施設等の被害状況把握等	1-20
3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	1-24
4 まちの復旧・復興状況の把握	1-30
第3節 被災証明書の交付	1-33
1 被災証明書の交付	1-33
2 被災者台帳の作成	1-38
第4節 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-41
1 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-42
第5節 用地の確保・調整	1-47
1 用地の確保・調整	1-48
第6節 がれき等の処理	1-51
1 がれき等の処理	1-52
第7節 広報・相談体制	1-55
1 復興関係広報の実施	1-56
2 相談窓口の設置	1-58

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定	2-1
1 家屋被害概況調査	2-2
2 都市復興基本方針	2-6

3	第一次建築制限	2-8
第2節	復興対象地区の設定	2-11
1	家屋被害状況調査	2-12
2	復興対象地区	2-18
第3節	都市復興基本計画の策定	2-27
1	都市復興基本計画(骨子案)	2-28
2	第二次建築制限	2-30
3	地区復興まちづくり計画等	2-32
4	都市復興基本計画	2-38
第4節	復興事業計画等の策定、復興事業の推進	2-41
1	復興事業	2-42

第3章 地域協働復興

第1節	地区復興まちづくり計画等の策定	3-1
1	地域復興協議会の発足	3-2
2	地区復興まちづくり計画原案等説明会	3-8
3	地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	3-10
4	地区復興まちづくり計画等の策定	3-14
第2節	地域復興協議会の支援と運営	3-17
1	協議会事務所の開設	3-18
2	協議会の運営に係る支援	3-20
第3節	時限的市街地の形成と運営	3-23
1	時限的市街地用地の確保	3-24
2	時限的市街地の建設	3-28
3	時限的市街地の運営の支援	3-32
第4節	復興まちづくり事業の実施	3-35
1	復興まちづくり事業の実施	3-36
第5節	地域協働復興に向けての事前対策	3-39
1	地域協働復興の周知	3-40

第4章 住宅の復興

第1節	民間住宅と市営住宅の応急修理	4-1
1	民間住宅の応急修理	4-2
2	市営住宅の応急修理	4-6
第2節	応急的な住宅の整備	4-9
1	応急仮設住宅の供給に係る要請等	4-10
2	応急仮設住宅建設可能用地の確保等	4-12
3	応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	4-14
4	市営住宅等の空き住戸の確保	4-16
5	入居者の募集・選定・入居手続	4-18
6	応急仮設住宅等入居者の支援	4-20
第3節	恒久的な住宅の整備	4-23
1	恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	4-24

2	住宅復興計画の策定等	4 - 26
3	市営住宅の供給	4 - 28
4	被災者の円滑な入居	4 - 30
第4節	自力再建への支援	4 - 33
1	住宅再建への支援	4 - 34
2	情報提供・相談体制の整備	4 - 36

(巻末資料) 行動プロセス表	巻末 - 1
----------------------	--------